

番 号	1
項 目	繁殖の機会も与えず、個体数の自然減に任せているのは「適切な飼育」と言えないと考えます。先の回答の「適切な飼育」とはどういう意味であるのかご説明ください。
(回答) 水道記念館で保有する水生生物の飼育に関しては、前回（平成 25 年 5 月 23 日付）も回答しましたように、平成 24 年 4 月からの一時休館後も、給餌作業や水槽清掃をはじめ、水温管理、機器の整備・点検など飼育に関わる業務を職員で協力しあいながら行い、寿命による個体数の減少はあるものの、良好な飼育環境の維持に努めています。 水道記念館の運営の見直しに際しては、従前より、貴団体からの市会への陳情や本市への要望に対する回答でも、重ねて表明させていただいておりますように、水生生物は種の継承や展示が可能な飼育環境が確保された適切な専門施設に譲渡していくという本市の方針には変わりありません。 そうした中、飼育を続けながら、引き続き専門施設との協議に尽力してまいりますが、前回の回答の中で申し上げましたように、速やかに譲渡に応じる意思を示していただいている施設も複数ある状況にあり、当局としましては、できれば貴団体の御了承を得て、これらの施設に円滑に譲渡してまいりたいと考えております。自然保護、啓発活動に造詣が深く、様々な施設等とも日頃から連携しておられる貴団体の皆様におかれましては、少しでも早期に水生生物の飼育、展示が再開され、広く市民の皆さま等にご覧いただくことが可能となるよう、ぜひとも御理解、御協力を賜りますよう、重ねてお願いいたします。	
(再質問) 休館後も引き続き職員の皆さんで熱心に水族飼育をいただき、感謝しております。 ただ、これまで私たちは何度も「水道記念館で飼育されている水族をまるごと維持してください」として、個体のみならず種としての適切な維持保全をお願いしてきました。しかし、貴回答によると、現状では現在の世代における個体に対しての「適切な飼育」のみを行っていて、イタセンパラ等以外の種について、「種」の存続の基本である繁殖活動は行っていないということです。私たちの判断では、これは片車輪走行状態であって「不適切」と言わざるを得ません。 これまで、水道記念館で飼育されている水族の種全体の保護が大切だと言うことは何度もくり返してお話してきました。今のままの、世代交代をさせないで個体を維持するだけの飼育方法では、それらの個体が死んだ時点で種としての継続性に終止符が打たれます。ある世代の個体から次の世代の個体へといのちをつなぎ、種を存続させるべき生物に対してのこのような飼育の仕方は、生物多様性保全の面からも動物飼育の側面からも同じ生物に対する姿勢としての道義的側面からも誤りであり、全く「不適切」な飼育です。 生物多様性基本法には以下のように書かれています。 「(地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。」

今回お答えいただいた内容は、自ら地方公共団体としての責務も事業者としての責務も無視し放棄すると宣言したに等しいものです。他に対して範を示す意味からも、その誤りをまず認識し対応を改めていただく必要があります。

後述するように、現在、淀川水系では自然状態での水族生息環境が著しく悪化しており、イタセンパラやアユモドキ以外の“貴局が一般種と区分した種”についても、自然状態での絶滅が憂慮されています。これは、単にこれから絶滅する可能性があるということだけではなく、何種類かがかなりの確率ですでに絶滅してしまった可能性すらあるということを意味しています。その場合、水道記念館で飼育されている個体群が最後の個体群という可能性が高くなります。

仮にこれらを死なせてしまった場合、記録としては「種名〇〇 大阪府内では大阪市水道記念館で飼育されていた個体群を最後に絶滅。」のように記載されることでしょうか。これは大阪市としても大阪府としても、まことに不名誉なことだと考えます。そのようなことが無いようにくれぐれもお願いします。

また、万にひとつでも、どうせ他館等に譲渡するから種の維持保全はできていなくても構わないなどとお考えであれば、現に貴重種を飼育している立場として無責任な考え方であり、根本的に考えを変えて戴く必要があります。

すでに梅雨も明け夏に入りつつあります。多くの水族にとっての貴重な繁殖シーズンが無為に過ぎていこうとしている現在、以上のようなことを配慮した上で、緊急に、貴重種に限らず一般種を含めてのすべての種が、正常な世代交代ができるための「適切な飼育」をしてくださるようお願いします。

番 号	2
項 目	取り急ぎ、現時点における、大阪府での絶滅危惧種、準絶滅危惧種、一般種などの区分別に、それぞれの具体的な種名・種数と各個体数をお答えください。

(回答)

水道記念館で飼育している魚類の状況（平成 25 年 5 月 31 日時点）につきましては、次のとおりとなっております。

（天然記念物）2 種 802 個体

アユモドキ、イタセンパラ

（特定外来生物） 2 種 4 個体

オオクチバス、ブルーギル

（大阪府絶滅危惧種）14 種 735 個体

アカザ、アジメドジョウ、イチモンジタナゴ、カワバタモロコ、ゴクラクハゼ、スナガニゴイ、ツチフキ、ドジョウ、ナガレホトケドジョウ、ニッポンバラタナゴ、メダカ、ヌマムツ、ムギツク、ヤリタナゴ

（大阪府準絶滅危惧種）3 種 15 個体

アブラボテ、イトモロコ、ギギ

（一般種）53 種 512 個体

アブラヒガイ、アブラハヤ、アルビノソウギョ、イワトコナマズ、ウツセミカジカ、ウナギ、ウグイ、オイカワ、オオガタスジシマドジョウ、オオキンブナ、オオシマドジョウ、オオタナゴ、カネヒラ、カマツカ、カムルチー、ガラルファ、カワアナゴ、カワムツ、カワヨシノボリ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、コイ、コウタイ、コウライニゴイ、コクレン、サンインコガタスジシマドジョウ、シロヒレタビラ、シマヒレヨシノボリ、スゴモロコ、スミウキゴリ、ソウギョ、タイリクバラタナゴ、タイワンドジョウ、タウナギ、タカハヤ、タモロコ、スゴモロコ、ナマズ、ナミスジシマドジョウ、ニゴイ、ニゴロブナ、ニジマス、ハス、雑種ハリヨ、ビワコオオナマズ、ビワコガタスジシマドジョウ、ビワヒガイ、ビワマス、ビワヨシノボリ、ホトケドジョウ、ホンモロコ、モツゴ、ワタカ

計 74 種 2,068 個体

なお、飼育しております生物には、天然記念物をはじめとする希少種が含まれておりますことから、それぞれの具体的な個体数の公表につきましては、種保護の観点からの管理上、差し控えさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(再質問)

1. 貴回答によると大阪府絶滅危惧種 14 種 735 個体と大阪府準絶滅危惧種 3 種 15 個体が指摘されております。仮に下記論点等についての見解相違を措いても、最低限、これら計 17 種については、大至急繁殖を可とし、世代を超えた種の維持を行っていただかなくてはなりません。でなければ、これらの生物が絶滅危惧種や準絶滅危惧種であることを認識しているにも関わらず、絶滅防止への対策を取っておられないこととなります。

2. 天然記念物と特定外来生物については国指定の基準であるわけですが、大阪府においても絶滅危惧種の指定を行っています。その記載が抜けています。

3. 天然記念物以外のものについては、内容を元に判断すると、どうやら 2001 年版大阪府レッドデータの指定を基準として用いておられるように思えます。仮にそれが正しい場合、書籍発行が 2001 年版でも、実地調査等はそれよりもさらに古くなります。外来魚等の影響がきわめて大きいことがはっきりと判ってきたのがこの時期以降ですから、古いデータに基づく旧基準を参考にした回答では、「現時点における」状況を反映しておらず、質問に対応する回答とはなり得ません。もともとレッドデータブック等の貴重種指定には、このような時間遅れが常につきまといますから、少しでも現状に近い把握をするために最新の基準を使用して回答し直して下さい。

なお参考までに、堺市が 2008 年に発表した資料（堺市レッドリスト）では、タモロコ・カマツカ・ナマズなども「選定種」としてレッドリストに含まれています。本回答ではこれらが一般種として扱われていますが、堺市よりも都市化が一段と著しい大阪市でこれらが貴重種等にピックアップされていないことは、やはり妥当ではないと考えられます。再検討をお願いします。

4. 貴重種・一般種等指定区分の如何を問わず、このように総数表示をされたのでは、前回個体数の集計報告をされた時点と今回の報告時点との個体数比較をすること、すなわち繁殖状況の正確な把握ができません。個々の種ごとの生の数値を比較していただきたく、そのようにお願い致します。仮に、あくまでも特に貴重な種についての公開ができないということでしたら、それ以外の貴重性の比較的小さな種についてはすべて公開いただきたいと思います。そして、こうした貴重性を認識した上での飼育（繁殖を含む）をおこなってください。

番 号	3
項 目	昨年度の「一時休館」の目的は、「費用対効果の精査のため」と説明されていました。しかし、その結果を公表しないままに水族展示廃止を決めて今に至っています。費用対効果の精査は今後の利用方法決定の基礎であり、市民や議会に対する約束です。どういう結果であったか回答し、また公表してください。
(回答) 水道事業収入の根幹をなす給水収益は、平成 10 年度をピークに減少傾向を続け、10 年度決算と 23 年度決算を比べると、約 173 億円減少している状況にあります。 23 年度の当局広報関係経費決算額は、約 2 億 3,500 万円で、このうち水道記念館の運営には水生生物の飼育を含め年間約 8,000 万円の経費を要し、広報関係経費全体の約 34%を占めています。 水道事業を取り巻く経営環境が厳しい中、水道事業者としての施策の優先度や、他都市の水道記念館類似施設に係る広報費用の割合などを踏まえると、当館の運営をこれまでどおり維持することは困難であり、抜本的に見直す必要があると総合的な費用対効果から判断したものです。 なお、以上の主旨は、市民の代表である市会でも表明しており、また当局のホームページ上においても公表しております。	
(再質問) 最初に、この水道収益と広告経費については、すでに何度も説明いただいておりますし、十分に理解しているつもりです。しかしながら、貴局HPを拝見しても経常利益については途中でいったん赤字になったもののその後努力をなされて回復しており、平成 23 年度には平成 10 年度以上の黒字経営である旨の説明が行われています。事業廃止を検討するのであれば、まさに経常利益を含めた費用対効果を考慮して検討すべきと考えます。 さまざまな手段での存続を図った上でなおかつ廃止やむなしの結論に至ったのであればともかく、単に水道収益が減ったことが即水道記念館における水族展示の廃止につながるというのは納得できる話ではありません。誤解の無きようにお願いします。 さて、費用対効果を精査するという以上、少なくとも以下のようなことは明確にする必要があると考えられます。 1. 水道記念館を運営する目的 いわゆる広報予算から運営費用が支出されているとのことだが、なにを広報するのか。その目的はなにか。（「効果」の範囲を特定するために必須である。） 2. 比較対象の媒体（メディア）の特定 その目的を達成するためのいくつかの手段が考えられるはずである。水道記念館以外の広報メディアは何か。また、水道記念館に限った場合、水族展示以外のメディアはどのようなものか。 3. 対象者の特定 効果を与えたい対象者は、市民なのか、市民以外が対象なのか、その両方を含むのか。あるいはそれ以外の対象者があるのか。	

4. 効果の測定方法の特定

情報の消費者である「対象者」がどうなった場合に効果があり、どうであれば無かったと判断するのか。その判断基準および測定方法。

5. 効果の発現・持続期間の特定

費用を投下してから効果が発現するのにある程度の時間がかかるのが普通である。またその効果は一瞬で消えることなく、ある程度は持続するはずである。これらのタイムスパンをどう考えるのか。

6. 費用対効果の比較検討

以上の要素を考慮して、複数メディアでの効果と費用をそれぞれ実測または推定し、その中で有効と考えられるいくつかの組み合わせでの費用対効果の比較検討結果。

しかしながら、これまでの話し合いや回答で出されてきた情報は、単に水道収益が減ったことと水道記念館ではこれだけの費用がかかるという話ばかりで、全然費用対効果の検討になっていませんでした。

休館決定から一年間の時間があつたのですから、こうした費用対効果の調査・検討が十分に可能であつたと思われます。仮に水道局自身でこのような調査・検討が不可能だとしても、専門家に依頼する等の方法である程度の目途をつけることができたはずです。こうした調査・検討の作業は行われなかったのでしょうか。

まして、HPで掲示されていたのは、単なる検討ではなく、「精査」です。

これまでの協議等の中でも効果の測定は難しいというだけで測定内容等は示されませんでしたし、今回の質問に対する回答でも費用対効果の精査結果が提示されなかったということで、結局費用対効果の精査は行われなかったと考えざるを得ません。この点、どうだったのでしょうか。仮に行われなかったのなら、どういう理由で行われなかったのでしょうか。

仮に予定していたが何かの事情で調査・検討ができなかったということでしたら、あるいは一定の事後了解をすることも可能かもしれませんが、昨年度の予算の中でどこに費用対効果の精査のための予算が組み込まれていたかが示されなければ、当初から予定が無かったと考えなければなりません。この点、予算立てが行われていたのかどうか、行われていたのだしたらどれがその予算であつたのかをお示し下さい。

仮にそれらの質問への回答が、総合的判断という理由であるのだしたら、だれがその判断を行ったのが問題になります。通常、民間会社であれば総合的判断を行うのは会長・社長などであり、係員が行うことはありません。今回の「費用対効果精査をしないで水族展示廃止の判断」を誰が行ったのかをお答え下さい。

番 号	4
項 目	大阪市は、今後水道記念館の展示をすべて廃止し「水道記念館」としての再開館はしないことに決定した、と考えてよろしいのですか？正否をお答えください。
(回答) 平成 25 年 3 月の大阪市会交通水道委員会において、当局から水道記念館のリニューアルの考え方として「建物は市民の貴重な財産として保存して、引き続き水道事業の PR 施設として活用すること」「運営については、管理運営経費の大幅な削減を前提としつつ、施設の利活用により収益を確保するなど、給水収益に極力依存しない運営を目指すこと」及び「リニューアルにあたっては公募型プロポーザル方式を採用し、提案を受けていくこと」を表明し、リニューアル経費を含む 25 年度予算案の議決を得たところであります。 今後ともこの方針を踏まえ、市会での御議論もいただきながら、本市における施設活用の先行事例も参考にしつつ、早期に再開館できるよう、意思決定プロセスも含めて適切に対応してまいりたいと考えております。	
上記質問では、(1)展示についてすべて廃止するのかわしないのか、(2)建物を水道記念館として再開館するのかわしないのかをお尋ねしました。ですが、今回、建物についての回答は行われたものの、展示についての回答は行われておりません。 たとえば、仮に公募型プロポーザル方式で今後の施設・運営計画を進める場合でも、水道記念館として水道事業の広報をメインとするのか水道とは関わりのない事業をメインとするのかによって、建物の意義や価値、利用のされ方はまったく変わります。 さらに、その中でサブとして水道事業等の展示が行われるのかあるいはそれも行われないのかによっても、水族の保存・展示等についての方針がまったく異なってくるものと思われます。 まして、市長が展示変更予算についてノーと言っておられる中で、いったいどのような水道記念館の将来が想定されるのか、私たちには想像もできません。 現時点では貴局として想定しておられる範囲で結構ですから、水道記念館としての「展示」をすべて廃止するのかわしないのかの方針について回答してください。	

番 号	5
項 目	あの建物を、今後どのような意思決定プロセスで、将来どう利用しようとしているのか、具体的にお答えください。
(回答) 前項目（４番）に対する回答と同じです。	
(再質問) 私たちは、大阪市全体の中で、現在水道記念館で飼育されている水族の維持保存を検討して下さるようお願いしてきました。それは、単に水道局を窓口として他部局での飼育可否を回答して欲しいというのではなく、大阪市全体の中で、この水族を維持保存することの意義を再確認していただきたい、その上に立って部局の枠を超え「協議会」等を設置するなどして水族の維持保存の対策を考えていただきたいということなのです。ですから、水道記念館の利用を検討する意志決定プロセスの中において、このような検討の場が成立しうるのではないかと考えています。 一般的な公募型プロポーザル方式であれば、一般的にはこのようなことは考慮の外でしょうが、その場合であってすら公募の段階で条件として含めれば可能であろうと思われます。再考をお願いします。	